

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域（美幌町）

【道 有 林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林經營計画における主な実施基準〔参考〕(注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	79	51.52.68	42.99	主伐林齢：標準伐期齢十10年以上 皆伐面積：2.0ha以下
		80	1.3.51~66.93	170.36	
		81	51~69	109.24	
		82	51~53.55~85	168.73	
		83	51~53.55.56.58~60.66~69.75~83.2401	179.83	
		84	1.3.53.54.56~62.65~70.98	117.21	
		85~89	全域	725.54	
		93	51~53	28.22	
		合計		1,542.12	
		該当なし			主伐林齢：標準伐期齢十10年以上 皆伐面積：1.0ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	76	51~58.60	93.57	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：2.0ha以下
		77	51~58.60~66	130.25	
		78	51~53.55~71	153.58	
		79	53~65.69~73	119.83	
		90	51~61	100.07	
		91	51~60.63	96.91	
		92	51~58.61~64	115.50	
		94	41~45.51.53.55~61	70.52	
		95	51~57	89.07	
		96	52~59.61.62	59.33	
		97	51~57	89.17	
		98	51~55.57~67.69.70.72~76.94	170.06	
		99	53.54	21.06	
		100	51~56	64.62	
		合計		1,373.54	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(伐によるものを除く)	76	1.3	30.29	主伐林齢：標準伐期齢以上
		77	59	2.61	
		78	1~8.20~22.54	122.69	
		79	1~3	66.75	伐採率：70%以下
		81	20.21	1.83	その他：標準伐期齢時立木材積の1/2以上を維持する
		83	1.70~74	71.50	
		84	4.6.51.52.64	47.09	
		90	1~11.20~22.98	76.98	
		91	1.3.05	49.14	
		92	1.3.4.6.41~43.98	37.85	
		93	1	3.08	
		94	1.3~5.9.20~22	46.72	
		95	1	8.82	
		96	1.2.5.20.22	27.84	
		97	1~3	40.69	
		合計		811.85	
		該当なし			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(伐によるものを除く)	98	1~3	39.84	主伐林齢：標準伐期齢以上
		99	1~4.20~27	79.84	伐採率：70%以下
		100	1.3~5.7.8.20~22.24.26	58.29	その他：標準伐期齢時立木材積の1/2以上を維持する
		合計		811.85	
		伐による複層林施業を推進すべき森林	76	2.4.5.59	9.06
			77	1~4.20.21	71.39
			79	4	3.71
			80	2	3.59
			81	1~5	44.47
			82	1~10.13.14	34.47
			83	2.4	15.88
			84	2.9	9.92
			90	12	1.82
			91	2.6.61.62	11.98
			92	2.5	18.85
			94	6.7.23.24.52.54	10.10
			96	3.4.21.60	20.97
			98	4.68.71	4.39
			100	2.6.9~11.23.25.57.58	48.61
			合計		309.21
			該当なし		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	特定広葉樹の育成を行なう森林施業を推進すべき森林	森林の区域			森林經營計画における主な実施基準〔参考〕(注1)
		林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林		該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時立木材積を維持する

注1 森林經營計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行なうべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は1.0ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カシバ・ドロノキ・ハンノキ	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上